

(社) 日本クレー射撃協会
倫理委員会規定

(委 員)

第1条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 常任委員 本協会理事

(委員長・副委員長の選出方法及び任期)

第2条 委員長・副委員長の選出方法及び、委員長・副委員長・委員の任期については定款
施行細則5項(3)、(4)の定めるところによる。

(委 員 会)

- 第3条
- 1. 委員会は必要に応じ委員長が招集する。
 - 2. 委員会の議長は委員長が務める。
 - 3. 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。

(所 掌)

第4条 委員会は定款の施行についての細則第6項(11)の事業を行うため、次の事項を
所掌する。

- (1) 本協会及び加盟団体の綱紀肅正の実施状況についての定期的な調査及び調査結果の会
長への具申。
- (2) 倫理規定第6条に関する参考人の招致、本人からの弁明の聴取等を含む事実関係調査
及びこれに基づく処分意見等の会長への具申。
- (3) 本協会及び加盟団体を通じて定期的に講習会の開催、機関紙への掲載等本協会関係者
(役員を含む会員並びに職員)の意識啓発に関する活動を積極的に行うこと、並びに
各公式大会に倫理委員会委員を派遣し、監督することにより、倫理規定の遵守の徹底
を図ること。

(規定の変更)

第5条 この規定は理事会の議決により変更することができる。

(細 則)

第6条 この規定に定めるもののほか、倫理委員会の運営に関し必要な事項は、細則として委員会の議決により別途定める。

(附 則)

この規定は平成12年5月22日から施行する。

この規定は平成16年7月20日から改正施行する。

(社) 日本クレイ射撃協会 倫理規定

(目 的)

第1条 スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとすると共に、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

本会は、我が国のスポーツの普及振興を図っていくという公益性と社会性を備えた組織団体として、その使命を担っている。

従って、所属する役・職員は下より、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年、アマチュアスポーツ団体において、人道的問題（指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなど）或いは補助金などの不適切な処理または横領など、訴訟にも及ぶ問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であると共に、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会においては、常に公明正大で且つ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する規律の基本なるべき諸事項を定め、本会に関係する役・職員、監督・コーチを含む指導者、本会主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員を始めとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題発生を未然に防ぐため、本規定を設けることとする。

(対象者の範囲)

第2条 この規定における対象は、本会定款第12条に規定する会員（正会員、普通会員、名誉会員）及び第19条に規定する役員（理事、監事）、第41条に規定する事務局職員、定款の施行についての細則第5項に規定する専門委員会（委員長、副委員長、常任委員、委員）をとし、以後本協会関係者と総称する。

(本協会関係者の責務)

第3条 本協会関係者は定款第3条並びに第5条(1)所定の本協会の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚し、自らの行動を規律するよう努めなければならない。

(本協会関係者の倫理綱領)

第4条

1. 本協会関係者は日常の行動について公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ってはならない。
2. 本協会関係者は相手方の望まない不適切な言動(暴力、セクハラなど)により他人に不利益や不快感を与えてはならず、且つ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 本協会関係者は名誉を重んじ、常に品位を高め本協会の信頼を維持するよう努めなければならない。
4. 本協会関係者は医科学アンチドーピング委員会の定める禁止薬物の乱用を行ったり、斡旋・強要をしてはならない。
5. 本協会関係者は、補助金・助成金等を含む経理処理について、公益法人会計基準や本会定款第52条に定める経理規定に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条

1. この規定の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会を設置する。
2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、定款第40条に基づき別に定める。

(違反者に対する処分等)

第6条

1. 本協会関係者が、第4条の規定に違反する恐れがあると認められる場合、倫理委員会は直ちに事実関係を調査の上、予め本協会三役の中から選出された担当管理者に対し、その行為を防止するために必要な意見具申を行う。
2. 本協会関係者に第4条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある

場合、倫理委員会は直ちに事実関係を調査する。

3. 前項の調査の結果、本協会関係者に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、倫理委員会は、本協会三役の中から選出された担当管理者に対して、必要な意見具申を行い、これを受けた担当管理者は三役会議を招集して倫理規定第8条に定める細則に協議を行った上で、理事会へ上程し、理事会の議決をもって然るべき処分を該当者に科すものとする。
4. 本協会関係者が法令・定款に違反する等の重大な倫理規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由があるとして、倫理委員会が第2項の調査を行った場合、資格審査委員会は、当該調査対象者の処分が決定するまでの間、当該調査対象者について、理事・監事としての活動、専門委員会の活動、本部公式大会・地方公式大会・国民体育大会への参加等の当該調査対象者が有する本協会における権利の一部又は全部を留保することができる。
5. 前項により権利の一部又は全部を留保された者は、資格審査委員会に対し、留保された権利の行使について許可申請を行うことができる。許可申請を受けた資格審査委員会は、当該調査対象者の倫理規定違反の重大性、倫理委員会への調査への協力の程度、反省の程度等の諸般の事情を考慮し、留保されていた権利の行使を許可することができる。

(規定の変更)

第7条 この規定は理事会の議決により変更することができる。

(細 則)

第8条 第6条に基づく処分の実施に必要な事項は細則として、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(附 則)

1. この規定は平成12年5月22日から施行する。
2. この規定は平成16年7月20日から改正施行する。
3. この規定は平成25年7月9日から改正施行する。

(社) 日本クレー射撃協会
倫理規定の施行についての細則

1. 罰則規定

倫理規定第6条第3項並びに第8条に基づく処分の実施について、その罰則を次の4段階に区分する。（*職員を除く）

- ①口頭注意・・・当該者及び当該者の所属する地方協会正会員に対し、口頭による注意処分。
- ②嚴重注意・・・当該者及び当該者の所属する地方協会正会員に対し、書面による注意処分を行い、当該者より反省文書を倫理委員会宛提出する。
- ③資格停止・・・当該者に対して、案件の内容によって当該の資格を一定期間停止する。また、その停止期間を案件に応じて3ヶ月、半年、1年、2年の4段階に区分する。
- ④除名・・・本会定款第18条に定める手続きを経て実施。

倫理委員会において意見具申を受けた担当管理者は、案件に対する処分について前述4段階の何れに相当するかを三役会議で協議の上、その結果を添付し理事会へ上程、理事会の承認を経て処分を実施する。なお、処分を実施後、直ちに総会を構成する正会員に対して処分を行った旨の告知を行うこととする。また、職員については本会の定める就業規則に基づき、厳正に対処することとする。

(附 則)

この規定は平成16年7月20日から施行する。

この規定は平成19年3月6日から改正施行する。